

長崎県の物品調達に係る競争入札

参加資格を有する事業者の皆様 へ

長崎県では、「長崎県印刷物調達制度合理化対策要綱」の第10条（発注基準）に基づき、等級を取得いただいている印刷業者の皆様へ、参加資格を限定して発注（等級A～C取得業者の皆様限定した見積及び入札執行）を行うこととしております。

この度、令和2年4月1日から（別表第1）印刷物発注に係る等級審査基準に働きやすい職場づくりへの取り組みに関する審査基準が追加となることに伴い、上記に関する要綱についても、以下のとおり改正しますのでお知らせします。

○ 主な改正点

- 1 客観的審査項目に⑨働きやすい職場づくりへの取り組み Nぴかを追加
「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」の認証業者は**3点を加算**

- 2 ②機械・運搬具・工具・器具・備品装備高（技術力）
現行の 5千万～1億未満「27」点を「26」点に変更
現行の 1億以上「30」点を「28」点に変更

- 3 ⑩暴力団等排除への取り組み（信用）
現行の 審査基準日の直前3年間において、財団法人長崎県暴力追放運動推進センターが実施する「不当要求防止責任者講習」を受講した場合
「3」点を「2」点に変更

- 4 ⑪客観的審査合計（①～⑩の合計）
現行の ①～⑨の合計 A「66点以上」を
①～⑩の合計「65点以上」に変更
B「50点以上65点以下」を
①～⑩の合計「50点以上65点未満」に変更

（改正日）令和2年4月1日

※令和2年4月1日から適用となります。

次回、更新時にはご注意ください。

※ 詳しくは、物品管理室ホームページから要綱・様式をご覧ください。

○要綱・様式はこちらから（物品管理室ホームページ）

[URL:http://treasury.pref.nagasaki.jp/youkouproof.php](http://treasury.pref.nagasaki.jp/youkouproof.php)

(別表第1)

印刷物発注に係る等級審査基準

改正										現行									
②機械・運搬具・工具・器具・備品装備高(技術力)										②機械・運搬具・工具・器具・備品装備高(技術力)									
250万未満	250万～500万未満	500万～750万未満	750万～1千万未満	1千万～2千万未満	2千万～3千万未満	3千万～4千万未満	3千万～4千万未満	5千万～1億未満	1億以上	250万未満	250万～500万未満	500万～750万未満	750万～1千万未満	1千万～2千万未満	2千万～3千万未満	3千万～4千万未満	3千万～4千万未満	5千万～1億未満	1億以上
3	6	9	12	15	18	21	24	26	28	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30
⑨Nぴか認証										⑨暴力団等排除への取り組み(信用)									
「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」認証					3					審査基準日の直前3年間において、財団法人長崎県暴力追放運動推進センターが実施する「不当要求防止責任者講習」を受講した場合					3				
上記に該当しない場合					0					上記に該当しない場合					0				
⑩客観的審査合計(①～⑩の合計)										⑩客観的審査合計(①～⑨の合計)									
A					65点以上					A					66点以上				
B					50点以上65点未満					B					50点以上65点以下				
C					49点以下					C					49点以下				